



蒲郡市小規模修繕契約希望者登録制度

お願いします



契約検査課 66 1178

登録から工事完了まで

① 登録

蒲郡市小規模修繕契約希望者登録簿に登録され、業者選定の対象となります。ただし、登録簿に登録しても指名や契約を約束するものではありません。

② 指名

原則として複数の業者との見積もり合わせにより、最低価格の方と契約することになります。見積もり合わせに指名されても辞退することは自由ですが、契約締結後の辞退はできません。

③ 契約

発注担当課と書面（請書）により契約します。契約保証金は原則として免除します。なお、いわゆる丸投げなどの一括下請けはできませんので、登録は自ら施工できる業種で登録してください。

④ 支払

施工完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内です。

登録方法は

申請書と必要書類（市税関係の納税証明書、許可証の写しなど）を提出するだけです。

登録できる方は

市内に主たる事業所を置き、指名願を提出していない方。
次の方は登録できません。
・成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ていない方
・登録した業種を行うために必要な資格や許可を有していない方
・指名願を提出している方
・市内に主たる事業所をおいていない方（市外に本店がある場合など）

登録の受付・有効期間は

今回の受付
○受付期間 3月1日～31日の市役所開庁時
○登録有効期間 4月1日～平成19年3月31日
追加受付
○受付期間 4月1日から随時（ただし、市役所開庁時に限る）
○登録有効期間 受付の翌日から平成19年3月31日まで
平成19年4月1日以降は、改めて登録の必要があります。

申請書配布・受付場所は

契約検査課（市役所本館3階）です。申請時は、必要書類などを必ず持参してください（郵送不可）。

市では、工事や建設作業などを行うとき、蒲郡市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査を受けている方（指名願を提出している方）に工事や作業などをお願いしています。しかし、今回、個人経営の方や手に職を持った方の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化につなげることを目的として、蒲郡市小規模修繕契約希望者登録制度を導入します。

この制度は、市が発注する修繕の契約のうち「少額で内容が軽易な契約」について、小規模修繕を希望する方を登録し、指名願を提出していないくても、その登録によって指名業者選定をできるようにするものです。